2　研究所は、前項に規定する報告書を財務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書に係る経過措置）

第二条　改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人酒類総合研究所に関する省令（平成十三年財務省令第六号）第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号」とあるのは「旧法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条　第十四条第三項の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○財務省令第十七号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十条（第三十六条において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第一項及び第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条、第七条第三項、第八十一条第一項及び第八十五条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九十六条の二第七項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第百十一条の二第二項第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

第百二十八条の五（見出しを含む。）中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○財務省令第十八号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十条（同法第三十六条において準用する場合を含む。）、第百十六条第二項及び第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「長期給付」の下に「、厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」を加え、第四十二条第九項若しくは第十一項、第五十二条の二」を「第四十条第十二項若しくは第四十四項、第五十二条」に改め、「第七十二条第一項」の下に「、第七十三条第一項、第七十四条」を、「、長期給付」の下に「、厚生年金保険給付、退職等年金給付」を加える。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二　厚生年金保険経理　厚生年金保険給付及びこれに準ずる給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金及び法第百二条の二に規定する財政調整拠出金（法第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引

第六条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　退職等年金経理　退職等年金給付及び法第百二条の二に規定する財政調整拠出金（法第百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引

第六条第一項第三号中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改める。

第十三条中「長期経理」を「厚生年金保険経理及び退職等年金経理」に改める。

第二十三条第一項第一号中「第五十二条の二」を「第五十二条」に、「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第八十五条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同節中「組合の代表者」とあるのは「連合会の理事長」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同節の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条	第五条第一項	第二十三条第一項
第六条第一項第二号	限る。）	限る。）の拠出並びに厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十五条第二項に規定する交付金及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十六条の二に規定する財政調整拠出金（同法第百十六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）の受入れ
第六条第一項第二号の二	限る。）	限る。）の拠出並びに地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金（同法第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）の受入れ
第七条第一項	第九十九条第一項第一号	第九十九条第三項
	、短期経理から	厚生年金保険経理から、同条第一項第三号に規定する事務に要する費用に充てるべき金額は退職等年金経理から、それぞれ
第七条第二項	前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内	前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内
第十二条第一項	第八条第一項第一号	第九条の三第一項第一号及び令第十条において準用する令第八条第一項第一号
第十二条第二項	第八条第一項	第十条において読み替えて準用する令第八条第一項